

## 福祉サービス第三者評価機関認証要綱・認証実施要領対比表

福祉サービス第三者評価機関認証要綱	福祉サービス第三者評価機関認証実施要領
福祉サービス第三者評価機関認証要綱	福祉サービス第三者評価機関認証実施要領
平成14年5月10日 理事長決定	平成14年5月10日 理事長決定
<p>(目的)</p> <p>第1条 公益財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」）が実施する福祉サービス第三者評価支援事業（以下「事業」という。）に関し、財団内に設置する東京都福祉サービス評価推進機構（以下「機構」という。）において行う福祉サービス第三者評価機関（東京都における社会的養護関係施設第三者評価機関（以下「社会的養護施設評価機関」という。）を含む。）（以下「評価機関」という。）に対する認証の基準（以下「認証基準」という。）を定めることにより、福祉サービス第三者評価（以下「評価」という。）の信頼性、透明性を確保するとともに、評価機関の参入促進を図り、もって評価の普及・定着に資することを目的とする。</p>	<p>福祉サービス第三者評価機関認証要綱（平成14年5月10日付14財事業92号）（以下「要綱」という。）の実施要領を次のように定める。</p> <p>(福祉サービス第三者評価)</p> <p>第1条 要綱第1条に規定する「福祉サービス第三者評価」とは、東京都福祉サービス評価推進機構（以下「機構」という。）が認証した福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）が、機構が定める評価手法及び共通評価項目をすべて取り込んで実施する、福祉サービスの評価をいう。</p> <p>(東京都における社会的養護関係施設第三者評価機関)</p> <p>第1条の2 社会的養護関係施設第三者評価機関とは、社会的養護関係施設の評価（機構が定める評価手法及び共通評価項目をすべて取り込んで行うものとする。）を実施するために「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長通知 鹿児発第0217第6号 社援発0217第44号 平成27年2月17日）（以下、「厚生労働省通知」という。）5(3)に基づき機構が認証を行った評価機関（以下「社会的養護関係施設評価機関」という。）をいう。</p> <p>(法人格)</p> <p>第2条 要綱第2条第1号に規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等営利法人等をいい、法人の形態は問わない。</p> <p>(福祉サービス)</p> <p>第3条 要綱第2条第2号に規定する「福祉サービス」とは、次に掲げる各号をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会福祉法に規定される社会福祉事業として提供されるすべての事業（ただし、社会福祉法第2条第3項第12号に規定される福祉サービス利用援助事業、同法同条第13号に規定される連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業は除く）</li> <li>(2) 介護保険法で規定される居宅サービス及び施設サービスとして提供されるすべてのサービス</li> <li>(3) 東京都または区市町村が委託している、または認証、届出、補助などで関与している社会福祉に関するサービス（ただし、社会福祉に関する連絡、助成、相談等のみを行う事業は除く）</li> </ul>
<p>(認証基準)</p> <p>第2条 評価機関の認証基準は次に掲げる各号とする。</p> <p>(1) 法人格を有すること。</p> <p>(2) 福祉サービスを提供していないこと。</p> <p>(3) ア 第8条の規定により認証を辞退した法人（当該辞退の日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下本号において同じ。）であった者が役員である法人を含む。）については、その辞退の日から3年間を経過していること。 ただし、当該法人の辞退について、認証・公表委員会（以下「委員会」という。）で相当の理由があるとした場合を除く。</p> <p>イ 第10条の規定により認証を取り消された法人（当該</p>	

<p>取り消しの日前60日以内に当該法人の役員であった者が役員である法人を含む。)については、その取消しの日から委員会で定められた期間を経過していること。</p> <p>ウ 第4条第2項の規定により認証されないこととされた法人(当該認証されないこととされた日前60日以内に当該法人の役員であった者が役員である法人を含む。)について、その認証をされないこととされた日から委員会で定められた期間がある場合はその期間を経過していること。</p>	
<p>(4) サービス事業者及びそれを経営する者が、当該団体の会員等のうち半数を超えている場合には、原則として会員等となっているサービス事業者の評価は実施しないこと。ただし、次の各項をすべて満たす場合にはこの限りではない。</p> <p>ア 外部の委員で構成する第三者性を有した委員会を設置し、評価結果を決定するに当たっては、評価結果について、あらかじめ同委員会の承認を得ること。</p> <p>イ 当面、同一のサービス事業者を2回連続して評価しないこと。</p>	<p>(サービス事業者)</p> <p>第4条 要綱第2条第4号に規定する「サービス事業者」とは、福祉サービスを提供する施設や事業所をいう。</p>
<p>(5) 評価機関の代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者の評価を行わないこと。</p>	<p>(代表者等が関係するサービス事業者)</p> <p>第5条 要綱第2条第5号に規定する「代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。なお、本条第1号及び第3号に規定する「所属」とは、代表者や理事、役員等であること、または常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。</p>
<p>(6) 評価機関が関係するサービス事業者の評価を行わないこと。</p>	<p>(1) 評価機関の代表者や理事、役員等が現在所属するまたは以前所属していた法人が経営するすべての施設、事業所</p> <p>(2) 評価機関の代表者や理事、役員等の4親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員等である法人が経営するすべての施設、事業所</p> <p>(3) 評価機関の代表者や理事、役員等の4親等以内の親族が、現在所属する施設、事業所(当該親族が、当該施設、事業所の長である場合には、当該施設、事業所を経営する法人が経営する他の施設、事業所を含む。)</p> <p>2 委員会は、評価機関とサービス事業者の間に利益相反関係の存する恐れが実質的でないと認められる場合には、評価機関からの申し出により、前項の適用について特例の措置を講ずることができる。</p>
<p>(7) 評価機関と経営母体が同一であるサービス事業者の評価を行わないこと。</p>	<p>(評価機関が関係するサービス事業者)</p> <p>第6条 要綱第2条第6号に規定する「評価機関が関係するサービス事業者」とは、評価機関が、コンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて現在経営等に関係しているかまたは過去3年の間に経営等に関係していたすべての施設、事業所をいう。</p>
<p>(8) 評価機関は、評価契約締結日から3年間は評価を実施したサービス事業者の事業に関係しないこと。</p>	<p>(評価機関と経営母体が同一であるサービス事業者)</p> <p>第7条 要綱第2条第7号に規定する「評価機関と経営母体が同一であるサービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。</p> <p>(1) 評価機関に対する出資等により意思決定に関与可能な法人が経営するすべての施設、事業所</p> <p>(2) 評価機関が出資等を行うことにより意思決定に関与可能な法人が経営するすべての施設、事業所</p> <p>(3) 上記(1)(2)に類するすべての施設、事業所</p> <p>(評価実施後のサービス事業者との関係)</p> <p>第8条 要綱第2条第8号に規定する「評価を実施したサービス事業者の事業に関係」とは、評価機関が評価を実</p>

<p>(9) 評価者（評価を行うのに必要な資格や経験を有し、機構が実施する評価者養成講習を修了し、必要なフォローアップ研修を受講している者で、かつ機構が公表する名簿に登載されている者）であって、かつ当該評価機関を主たる所属とする者が3人以上所属していること。新たに申請する際は、評価実績があり事業に関して援助指導ができる評価者（従たる所属評価者を含む）が1人以上所属していること。</p> <p>(9) の2 当該評価機関を主たる所属とする者のうち、別途区分する評価を行うのに必要な資格や経験を有している者をそれぞれ1人以上確保すること。</p> <p>(9) の3 当該評価機関に所属する者のうち、少なくとも1人は東京都福祉サービス第三者評価について一定の評価経験があること（前年度認証評価機関は除く。）。</p> <p>(9) の4 社会的養護施設評価機関においては、当該評価機関を主たる所属とする評価者のうち、3人以上は、社会的養護関係施設第三者評価の評価者としての要件を満たす者が所属していること。</p> <p>(9) の5 評価を行う際には、当該評価機関に所属する評価者であることを証する書類を評価者に絶えず所持させ、サービス事業者の職員から提示を求められた時はそれを提示させること。</p>	<p>施した施設、事業所に対して、コンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて経営等に関係することをいう。</p> <p><b>(必要な資格や経験)</b></p> <p>第9条 要綱第2条第9号に規定する「必要な資格や経験を有した者」とは、以下の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 福祉・医療・保健業務を3年以上経験している者</li> <li>(2) 組織運営管理等業務を3年以上経験している者</li> <li>(3) 調査関係機関等で調査業務や経営相談を3年以上経験している者</li> <li>(4) 福祉・医療・保健・経営分野の学識経験者で当該業務を3年以上経験している者</li> <li>(5) その他、上記と同等の能力を有していると機構が認める者</li> </ol> <p>2 要綱第2条第9号の2に規定する「別途区分する評価を行うのに必要な資格や経験」の区分とは以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="828 826 965 923">福祉分野</td><td data-bbox="981 826 1441 923">           ①前項第1号            ②前項第4号又は第5号のうち福祉・医療・保健分野に該当すると認められる者         </td></tr> <tr> <td data-bbox="828 938 965 1028">経営分野</td><td data-bbox="981 938 1441 1028">           ①前項第2号、第3号            ②前項第4号又は第5号のうち経営分野に該当すると認められる者         </td></tr> </tbody> </table>	区分	内訳	福祉分野	①前項第1号 ②前項第4号又は第5号のうち福祉・医療・保健分野に該当すると認められる者	経営分野	①前項第2号、第3号 ②前項第4号又は第5号のうち経営分野に該当すると認められる者
区分	内訳						
福祉分野	①前項第1号 ②前項第4号又は第5号のうち福祉・医療・保健分野に該当すると認められる者						
経営分野	①前項第2号、第3号 ②前項第4号又は第5号のうち経営分野に該当すると認められる者						
	<p><b>(当該評価機関を主たる所属とする者)</b></p> <p>第10条 要綱第2条第9号の2及び第9号の4に規定する「当該評価機関を主たる所属とする者」とは、当該評価機関が評価者として必要な資格や経験を確認し、そのことに責任を負う評価者をいう。</p> <p><b>(社会的養護関係施設第三者評価の評価者としての要件)</b></p> <p>第10条の2 要綱第2条第9号の4に規定する「社会的養護関係施設第三者評価の評価者としての要件」とは、「厚生労働省通知」で示された「評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修」に該当する機関が実施する研修を受講し修了した評価者（以下「機構が実施する研修を受講し修了した評価者」という。）とする。</p>						
	<p><b>(社会的養護関係施設評価機関の所属評価者要件)</b></p> <p>第10条の3 新たに社会的養護関係施設評価機関の認証を受けようとする評価機関または、認証を更新しようとする評価機関は、第10条の2で規定する評価者のうち、申請時を含む過去3か年度以内に機構が実施する研修を受講し修了した評価者を少なくとも3名以上を確保することとする。</p>						
	<p><b>(所属)</b></p> <p>第11条 要綱第2条第9号から第9号の5までに規定する「所属」とは、常勤、非常勤、登録など雇用形態は問わないが、評価機関がその評価者が関わる業務について責任を持ち、評価機関から当該評価機関に所属する評価者であることを証する書類を付与されていることをいう。</p> <p>2 評価者は、主たる所属評価機関を持たなければ、評価活動は行えないものとする。</p> <p>3 1人の評価者について、主たる所属評価機関は1ヶ所とする。</p>						

<p>(9) の6 評価者の名簿登載の詳細については、別に定める「評価者名簿登載要領」による。</p> <p>(10) 所属する評価者に、評価者自らが所属等で関係するサービス事業者の評価を行わせうこと。</p>	<p>(評価者自らが所属等で関係するサービス事業者)</p> <p>第12条 要綱第2条第10号に規定する「評価者自らが所属等で関係するサービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。なお、本条第1号及び第3号に規定する「所属」とは、代表者や理事、役員等であること、または常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 評価者が現在所属するまたは以前所属していた法人が経営するすべての施設、事業所</li> <li>(2) 評価者の4親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員等である法人が経営するすべての施設、事業所</li> <li>(3) 評価者の4親等以内の親族が、現在所属する施設、事業所(当該親族が、当該施設、事業所の長である場合には、当該施設、事業所を経営する法人が経営する他の施設、事業所を含む。)</li> </ul> <p>2 委員会は、評価者とサービス事業者の間に利益相反関係の存する恐れが実質的ないと認められる場合には、評価機関からの申し出により、前項の適用について特例の措置を講ずることができる。</p>
<p>(11) 所属する評価者に、評価者自らが業務等で関係するサービス事業者の評価を行わせないこと。</p> <p>(12) 評価の実施にあたっては、機構の定める評価手法及び共通評価項目をすべて取り込んで評価を行うこと。また、評価手法管理責任者を選任し、評価手法を遵守するために必要な管理を行わせること。</p>	<p>(評価者自らが業務等で関係するサービス事業者)</p> <p>第13条 要綱第2条第11号に規定する「評価者自らが業務等で関係するサービス事業者」とは、評価者が、コンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて現在経営等に関係しているかまたは過去3年の間に経営等に関係していたすべての施設、事業所をいう。</p> <p>(評価手法管理責任者の選任基準と役割)</p> <p>第14条 要綱第2条第12号に規定する「評価手法管理責任者」とは、評価機関の代表者や常勤の職員等で、評価活動に精通している者のうちから選任した者をいう。なお、当該責任者は要綱第2条第21号に規定する「評価者育成責任者」を兼ねることができるものとする。</p> <p>2 要綱第2条第12号に規定する「必要な管理」とは、すべての評価について、機構の定める評価手法の遵守状況を確認し、その記録を作成すること、その他必要な措置を講ずることをいう。</p>
<p>(13) 一件の評価は3人以上の評価者が一貫して実施すること。なお、面接調査や訪問調査などの実地調査は当該評価者が複数で行い、評価結果は、当該評価者を含む3人以上の合議により決定すること。ただし、機構が別に定める評価手法でこれと異なる定めを行った場合にあってはそれによるものとする。</p> <p>(13)の2 社会的養護関係施設の評価の実施にあたっては、社会的養護関係施設第三者評価の評価者としての要件を満たす者であって研修受講要件を満たす者を必要数配置すること。</p>	<p>(社会的養護関係施設第三者評価の評価者としての要件を満たす者を必要数配置)</p> <p>第15条 要綱第2条第13号の2に規定する「社会的養護関係施設第三者評価の評価者としての要件を満たす者であって研修受講要件を満たす者を必要数配置」とは、一件の評価に必要な評価者のうち評価実施年度を含む過去3か年度以内に機構が実施する研修を受講し修了した評価者を少なくとも2名以上を配置するものとする。</p>
<p>(14) 評価を実施した評価者、評価手順、共通評価項目の評価結果等について機構の定める様式を用いて報告すること。</p>	<p>(評価を実施した評価者、評価手順、共通評価項目の結果等)</p> <p>第16条 要綱第2条第14号に規定する「評価を実施した評価者、評価手順、共通評価項目の評価結果等」とは、当該評価を実施した全評価者名、共通評価項目に関する</p>

<p>(15) 前項の評価結果等の報告内容を、機構が公表することを承諾すること。サービス事業者が評価結果等の一部または全部について公表を望まない場合は、その理由を附して機構に報告すること。その場合、機構が、公表を望まない旨が附されていたことを委員会に報告するとともに、その旨を公表することを、承諾すること。</p> <p>(16) 次の内容を開示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 所属する評価者一覧（評価者の氏名、経歴、研修受講歴を含む）</li> <li>イ 評価事業の実績一覧</li> </ul> <p>(17) 次の規程等を整備して開示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 事業内容（組織、会計を含む）等に関する規程</li> <li>イ 標準的な評価手順に関する規程</li> <li>ウ 守秘義務に関する規程</li> <li>エ 倫理規程</li> <li>オ 料金表</li> <li>カ 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者の設置</li> </ul> <p>(18) 機構の定めた事項について、四半期ごとに1回「評価実施状況届」を、毎年1回「現況報告書」を様式により機構へ報告すること。</p> <p>(19) 次の書類について、機構が、必要に応じ公表することを承諾すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 第3条に規定する申請書及び必要な添付書類</li> <li>イ 第7条に規定する「認証時申請内容変更届」及び必要な添付書類</li> <li>ウ 前号の「評価実施状況届」および「現況報告書」</li> </ul> <p>(20) 福祉サービス第三者評価システムの向上のために機構が行う調査等に協力するよう努めること。</p> <p>(21) 当該評価機関を主たる所属とする者を育成・指導し、評価者の質の向上に取り組むこと。また、評価者育成責任者を選任し、評価者の質の向上の取組みに必要な管理を行わせること。</p> <p>(21)の2 当該評価機関を主たる所属とする者の育成状況等について、機構が定める「評価者育成計画兼報告書」により、年に3回機構へ報告すること。</p> <p>(22) 評価手法遵守及び評価者育成の取組状況について、毎年1回自己点検を実施し、機構へ報告すること。</p> <p><b>（認証の申請及び認証の更新申請）</b></p> <p>第3条 認証の申請は、福祉サービス第三者評価機関認証申請書（社会的養護施設評価機関の認証のときは「社会的養護関係施設第三者評価機関認証申請書」）（前条及び第7条において「申請書」という。）に必要な書類を添付して行う。</p>	<p>評価の手順、評価方法、事業所の公表に関する同意書の写し、評価結果とその前提となる事実や結果の理由を示した書類をいう。</p> <p><b>（開示）</b></p> <p>第17条 要綱第2条第16号及び第17号に規定する「開示」とは、評価機関の主たる事務所の所在地に書類を備え置き、誰でもが閲覧できる状態にすることをいう。なお、評価機関はホームページやパンフレット等を作成し、利用者や事業者にわかりやすく公開することに努めるものとする。</p> <p><b>（評価実施状況届および現況報告書）</b></p> <p>第18条 要綱第2条第18号に規定する「評価実施状況届」とは、機構に対し機構の定めた内容を四半期に一回報告する書類をいい、「現況報告書」とは、機構に対し機構の定めた内容を年一回報告する書類をいう。</p> <p><b>（評価者育成責任者の選任基準と役割）</b></p> <p>第19条 要綱第2条第21号に規定する「評価者育成責任者」とは、評価機関の代表者や常勤の職員等で、評価活動に精通している者のうちから選任した者をいう。なお、当該責任者は要綱第2条第12号に規定する「評価手法管理責任者」を兼ねができるものとする。</p> <p>2 要綱第2条第21号に規定する「必要な管理」とは、当該評価機関を主たる所属とする者について、要綱第2条第21号の2で規定する「評価者育成計画兼報告書」の作成、実施及び進行管理を行うこと、その他必要な措置を講ずることをいう。</p> <p><b>（自己点検）</b></p> <p>第20条 要綱第2条第22号に規定する「自己点検」とは、評価機関の体制に合わせて、自己点検実施者（要綱第2条第12号及び要綱第2条第21号に規定する者とは別の者が望ましい。）が機構の定める様式により、実施することをいう。</p> <p><b>（申請時に必要な評価実績）</b></p> <p>第21条 要綱第3条第2項に規定する「申請時に必要な評価実績」は、サービス種別を問わず前年度の評価実績が10件以上あることをいう。</p>
---	--

<p>2 社会的養護施設評価機関の認証申請は、機構より認証され、申請時に必要な評価実績がある評価機関に限る。</p> <p>3 認証を更新しようとする評価機関は、認証を更新するために必要な評価実績要件及び認証を更新するために必要な研修の受講実績要件を満たした上で、福祉サービス第三者評価機関認証更新申請書（社会的養護施設評価機関の認証の更新申請のときは「社会的養護関係施設第三者評価機関認証更新申請書」）により、認証の更新申請を行う。</p>	<p>(認証を更新るために必要な評価実績要件)</p> <p>第22条 要綱第3条第3項に規定する「認証を更新するために必要な評価実績」は、要綱第6条第1項の3年間の有効期間に5件以上の評価実績があることをいう。</p> <p>2 新たに認証を受けた評価機関が認証（社会的養護関係施設評価機関の認証は除く。）を更新しようとするときは、前項の規定によらず3か年度毎の満了日までの期間が2年以上3年未満のときは3件以上、1年以上2年未満のときは1件以上とし、1年未満の場合は評価実績を免除する。</p> <p>3 評価機関は毎年1件以上の評価実績を積むことに努めること。</p> <p>4 要綱第3条第3項に規定する社会的養護関係施設評価機関の「認証を更新するために必要な評価実績」は、要綱第6条第2項の3年間の有効期間に3件以上の社会的養護関係施設の評価実績があることをいう。</p> <p>5 新たに社会的養護関係施設評価機関として認証を受けた評価機関が認証を更新しようとするときは、前項の規定によらず3か年度毎の満了日までの期間が1年以上3年未満のときは2件以上とし、1年未満のときは1件以上とする。</p>
<p>(認証及び認証の更新)</p> <p>第4条 認証及び認証の更新は、第2条に規定する認証基準をすべて満たしていることを要件とする。</p> <p>2 委員会は、評価機関の認証及び認証の更新について調査審議し、可否を決定する。</p> <p>3 機構は、委員会の決定に基づき評価機関を認証及び認証を更新する。</p>	<p>(認証を更新するために必要な研修の受講実績要件)</p> <p>第22条の2 要綱第3条第3項に規定する「認証を更新するために必要な研修の受講実績」は、要綱第6条第1項に定める期間において評価機関支援研修の受講実績があることをいう。ただし、新たに認証を受けた評価機関は、前項の規定によらず3か年度毎の満了日までの期間が1年未満の場合は研修受講を免除する。</p>
<p>(認証及び認証の更新の通知)</p> <p>第5条 機構は、委員会の決定に基づき評価機関を認証したときは、「福祉サービス第三者評価機関認証通知書」又は「社会的養護関係施設第三者評価機関認証通知書」を交付する。また、委員会の決定に基づき評価機関の認証を更新したときは、「福祉サービス第三者評価機関認証更新通知書」又は「社会的養護関係施設第三者評価機関認証更新通知書」を交付する。</p> <p>2 機構は、委員会の決定に基づき評価機関を認証しないこととしたときは、「福祉サービス第三者評価機関不認証通知書」又は「社会的養護関係施設第三者評価機関不認証通知書」を交付する。また、委員会の決定に基づき評価機関の認証を更新しないこととしたときは、「福祉サービス第三者評価機関不認証更新通知書」又は「社会的養護関係施設第三者評価機関不認証更新通知書」を交付する。</p>	
<p>(認証の有効期間)</p> <p>第6条 評価機関の認証の有効期間は3年間とする。なお、認証の有効期間の満了日は、認証を受けた日にかかるらず、機構が定める3か年度における最終年度の3月31</p>	<p>(認証の有効期間)</p> <p>第23条 要綱第6条第1項に規定する「機構が定める3か年度」とは、平成29年4月1日を始期とする3か年度ごとの期間をいう。</p>

<p>日とする。</p> <p>2 社会的養護施設評価機関の認証の有効期間は3年間とする。なお、認証の有効期間の満了日は、認証を受けた日にかかわらず、機構が定める3か年度における最終年度の3月31日とする。</p> <p>(変更の届け)</p> <p>第7条 申請書に記載する事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じた場合は、認証を受けた評価機関は、変更の事由が発生した日から30日以内に、「認証時申請内容変更届」に必要な書類を添付し、変更内容を届け出なければならない。</p> <p>(認証の辞退)</p> <p>第8条 評価機関は「認証辞退届」又は「社会的養護関係施設第三者評価機関認証辞退届」の提出により、認証を辞退することができる。</p> <p>(機構が実施する指導等)</p> <p>第9条 機構は、評価機関が第2条第12号で定める規定に違反（以下「手法違反」という。）した場合、当該評価機関に対し次の各号のとおり指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 機構が定める講習の受講</li> <li>(2) 評価機関自らが期日を定めて取組む再発防止に係る改善策等の報告</li> <li>(3) 前号における改善策の取組状況の報告（前号における期日から30日以内）</li> <li>(4) 前号により報告を受けた取組状況が十分でない場合、改善策の継続実施及び再度の取組状況の報告</li> </ul> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合、別に定める公表手続に基づき、評価機関の名称等について公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 機構が指導を行ったにもかかわらず、前項第2号又は第3号に規定する報告がなく、かつ、今後も報告の見通しがない場合</li> <li>(2) 機構が指導を行ったにもかかわらず、前項で報告があった同一の手法違反を1件以上2年間連続して行い、かつ、改善の見込みがない場合</li> </ul> <p>3 機構は、第2条（第12号を除く）の認証基準のいずれか一つが欠けた評価機関に対し、報告を求め、是正するように指導を行う。</p> <p>(指導、業務改善勧告等)</p> <p>第9条の2 委員会は、評価機関が次条第1項第1号、第2号又は第4号に該当する場合、調査審議し、必要があると認めたときは、当該評価機関に対し、期限を定めて是正すべきことを指導することを決定する。</p> <p>2 委員会は、前項の規定による指導を受けた評価機関が、正当な理由がなくてその指導にかかる措置をとらなかつた場合、調査審議し、必要があると認めたときは、当該評価機関に対し、期限を定めて、その指導にかかる業務改善措置をとるべきことを勧告すること（以下「業務改善勧告」という。）を決定する。</p> <p>3 機構は、委員会の決定に基づき指導又は業務改善勧告を行う。</p> <p>(認証の取消等)</p> <p>第10条 委員会は、評価機関が以下の各号に該当する場合、調査審議し、必要があると認めたときは、認証取消し、又は期間を定めた全部若しくは一部の認証効力停止の決定をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2条に規定する認証基準のいずれか一つが欠けた場合</li> </ul>	<p>2 要綱第6条第2項に規定する「機構が定める3か年度」とは、令和2年4月1日を始期とする3か年度ごとの期間をいう。</p> <p>(社会的養護関係施設評価機関の認証の辞退)</p> <p>第24条 要綱第8条の規定により評価機関を辞退した場合は、社会的養護関係施設評価機関としての認証も、同時に辞退したものとする。</p> <p>(認証の取消)</p> <p>第25条 要綱第10条第1項第2号に規定する「不正な行為」とは、次に掲げる各号をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 評価の信頼性を損なうような評価を行うこと</li> <li>(2) 事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること</li> <li>(3) 守秘義務に反すること</li> <li>(4) サービス利用者やサービス事業者の人権を侵害す</li> </ul>
--	---

<p>(2) 不正な行為を行う等評価機関としてふさわしくない と認められる場合</p> <p>(3) 第9条の2第2項による業務改善勧告に従わない場 合</p> <p>(4) 評価実績がない又は著しく少ない場合</p> <p>2 機構は、委員会の決定に基づき評価機関の認証を取り 消し、又は期間を定めて全部若しくは一部の効力を停止 する。</p> <p>3 機構は、委員会の決定に基づき評価機関の認証を取消 したときは、「福祉サービス第三者評価機関認証取消通 知書」又は「社会的養護関係施設第三者評価機関認証取 消通知書」を交付する。</p> <p>4 機構は、第2項に基づき、認証取消し、又は期間を定 めて全部若しくは一部の認証効力を停止した場合は、そ の旨を公表する。</p>	<p>ること</p> <p>(5) 評価契約を破る行為を行うこと</p> <p>(6) 法令に違反する行為を行うこと</p> <p>(7) 正当な理由がないのにもかかわらず、機構の調査に 協力しないこと。</p> <p>(8) 機構に虚偽の報告又は資料の提出をすること</p> <p>(9) 上記各号と同等と機構が認めること</p>
<p>(その他)</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか、認証を実施する にあたり必要な事項は、実施要領に定める。</p>	<p>(その他)</p> <p>第26条 この実施要領に定めるもののほか、認証を実施 するにあたり必要な事項は細目に定める。</p>
<p>第12条 この要綱及び実施要領に定めるもののほか、認 証を実施するにあたり必要な事項がある場合は別に定 める。</p>	
<p>附 則</p> <p>本要綱は平成14年5月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>本実施要領は平成14年5月1日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>本要綱は平成17年3月29日から施行する。（平成1 7年3月22日一部改正）</p> <p>ただし、第2条第9号のうち「当該評価機関を主たる所 属とする者のうち、別途区分する評価を行うのに必要な資 格や経験を有している者をそれぞれ1人以上確保するこ と。」との規定は、平成17年4月1日現在、認証されて いる評価機関には平成19年4月1日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>本実施要領は平成17年3月29日から施行する。 (平成17年3月22日一部改正)</p>
<p>附 則</p> <p>本要綱は平成18年3月9日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>本実施要領は平成18年3月9日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>本要綱は平成19年3月8日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>本実施要領は平成18年7月28日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>本要綱は平成19年7月13日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>本実施要領は平成24年6月7日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>本要綱は平成21年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p>
<p>附 則</p> <p>本要綱は平成24年4月1日から施行する。</p> <p>ただし、第2条第9号のうち「更に、当該評価機関に所 属する者のうち、少なくとも1人は東京都福祉サービス第 三者評価について一定の評価経験があること（前年度認証 評価機関は除く）。」との規定及び第2条第21号の規定 は、平成25年4月1日から適用する。</p>	<p>1 本実施要領は平成27年7月8日から施行する。 ただし、第10条の2及び第10条の3の規定は、平 成28年4月1日から適用する。</p>
<p>附 則</p> <p>本要綱は平成24年6月7日から施行する。</p>	<p>(経過措置)</p>
<p>附 則</p> <p>本要綱は平成25年2月21日から施行する。</p>	<p>2 第10条の2で規定する社会的養護関係施設第三 者評価の評価者は、平成29年3月31日までの間に限 り、平成26年度以前に「厚生労働省通知」で示され た「評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修」に 該当する研修を受講し修了した評価者を含むものとす る。</p>
<p>附 則</p> <p>本要綱は平成27年1月1日から施行する。</p>	<p>第10条の3で規定する申請時を含む過去3か年度 以内に機構が実施する研修を受講し修了した評価者 は、平成29年3月31日までの間に限り、平成24 年度及び平成25年度に機構が実施する研修を受講し 修了した評価者並びに平成26年度以前に「厚生労働 省通知」で示された「評価調査者養成研修及び評価調 査者継続研修」に該当する研修を受講し修了した評価 者を含むものとする。</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p>
<p>1 本要綱は平成28年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>	<p>1 本実施要領は平成28年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>
<p>2 平成28年度中に新たに認証する評価機関の認証の有 効期間については、平成28年度に限り、第6条第1項</p>	<p>2 平成26年度以前に認証を受けた評価機関が平成2 8年度に認証を更新するために必要な評価実績は、第</p>

<p>の規定によらず、従前の1年間とする。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>本要綱は平成29年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>本要綱は平成29年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>本要綱は平成31年（2019年）4月1日から施行する。ただし、第3条第3項の規定は平成32年（2020年）4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>（施行期日）</p> <p>1 本要綱は令和2年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 第2条第9号の4の規定に関わらず、施行日から起算して3年を経過する日までの間、社会的養護施設評価機関を主たる所属とする評価者のうち、社会的養護関係施設第三者評価の評価者としての要件を満たす者の人數については、1人以上とする。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 15%;">平成15年</td><td style="width: 15%;">4月</td><td style="width: 15%;">1日</td><td style="width: 15%;">一部改正</td></tr> <tr><td>平成16年</td><td>4月</td><td>1日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>3月</td><td>22日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>平成18年</td><td>3月</td><td>9日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>平成18年</td><td>7月</td><td>28日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>平成24年</td><td>6月</td><td>7日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>7月</td><td>8日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>2月</td><td>19日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>10月</td><td>31日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>平成31年</td><td>1月</td><td>29日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>令和 2年</td><td>2月</td><td>7日</td><td>一部改正</td></tr> </table>	平成15年	4月	1日	一部改正	平成16年	4月	1日	一部改正	平成17年	3月	22日	一部改正	平成18年	3月	9日	一部改正	平成18年	7月	28日	一部改正	平成24年	6月	7日	一部改正	平成27年	7月	8日	一部改正	平成28年	2月	19日	一部改正	平成28年	10月	31日	一部改正	平成31年	1月	29日	一部改正	令和 2年	2月	7日	一部改正	<p>19条第1項の規定によらず、当該年度に1件以上評価実績があることとする。</p> <p>3 平成27年度に新たに認証を受けた評価機関が平成28年度に認証を更新するために必要な評価実績は、第19条第1項の規定によらず、免除することとする。</p> <p>4 平成27年度に新たに認証を受けた評価機関及び平成28年度に新たに認証する評価機関が平成31年度に認証を更新するために必要な評価実績は、第19条第1項の規定によらず、3年間の有効期間中に3件以上評価実績があることとする。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>本実施要領は平成29年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>本実施要領は平成32年（2020年）4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>（施行期日）</p> <p>1 本実施要領は令和2年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 第10条の3の規定に関わらず、施行日から起算して3年を経過する日までの間、新たに社会的養護関係施設評価機関の認証を受けようとする評価機関または、認証を更新しようとする評価機関が、第10条の2で規定する評価者のうち、申請時を含む過去3か年度以内に機構が実施する研修を受講し修了した評価者を確保しなければならない人数は、少なくとも1名以上とする。</p> <p>3 第15条の規定に関わらず、施行日から起算して3年を経過する日までの間、社会的養護関係施設の一件の評価に必要な評価者のうち機構が実施する研修を受講し修了した評価者を配置しなければならない人数は、少なくとも1名以上とする。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 15%;">平成15年</td><td style="width: 15%;">4月</td><td style="width: 15%;">1日</td><td style="width: 15%;">一部改正</td></tr> <tr><td>平成16年</td><td>4月</td><td>1日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>3月</td><td>22日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>平成18年</td><td>3月</td><td>9日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>平成18年</td><td>7月</td><td>28日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>平成24年</td><td>6月</td><td>7日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>7月</td><td>8日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>2月</td><td>19日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>10月</td><td>31日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>平成31年</td><td>1月</td><td>29日</td><td>一部改正</td></tr> <tr><td>令和 2年</td><td>2月</td><td>7日</td><td>一部改正</td></tr> </table>	平成15年	4月	1日	一部改正	平成16年	4月	1日	一部改正	平成17年	3月	22日	一部改正	平成18年	3月	9日	一部改正	平成18年	7月	28日	一部改正	平成24年	6月	7日	一部改正	平成27年	7月	8日	一部改正	平成28年	2月	19日	一部改正	平成28年	10月	31日	一部改正	平成31年	1月	29日	一部改正	令和 2年	2月	7日	一部改正
平成15年	4月	1日	一部改正																																																																																						
平成16年	4月	1日	一部改正																																																																																						
平成17年	3月	22日	一部改正																																																																																						
平成18年	3月	9日	一部改正																																																																																						
平成18年	7月	28日	一部改正																																																																																						
平成24年	6月	7日	一部改正																																																																																						
平成27年	7月	8日	一部改正																																																																																						
平成28年	2月	19日	一部改正																																																																																						
平成28年	10月	31日	一部改正																																																																																						
平成31年	1月	29日	一部改正																																																																																						
令和 2年	2月	7日	一部改正																																																																																						
平成15年	4月	1日	一部改正																																																																																						
平成16年	4月	1日	一部改正																																																																																						
平成17年	3月	22日	一部改正																																																																																						
平成18年	3月	9日	一部改正																																																																																						
平成18年	7月	28日	一部改正																																																																																						
平成24年	6月	7日	一部改正																																																																																						
平成27年	7月	8日	一部改正																																																																																						
平成28年	2月	19日	一部改正																																																																																						
平成28年	10月	31日	一部改正																																																																																						
平成31年	1月	29日	一部改正																																																																																						
令和 2年	2月	7日	一部改正																																																																																						